

➡ 災害復旧関係融資利子補給補助金（市単独）

農水産課振興班（☎68-1175）

生産施設に被害を受けた農業者が、金融機関から制度資金の融資を受けた場合、その利子分について、市で支援をします。

* * *

【対象者】

以下の融資機関から該当資金を借り入れた人

- (1) 日本政策金融公庫
 - ・ 緊急小口資金
 - ・ 農林漁業セーフティネット資金
- (2) 東日本大震災農業対策資金（県単農業・漁業災害資金）
- (3) ちばの農業・漁業を応援する資金（仮称）

【利子補給率および期間】

「農林漁業者向け融資制度」の一覧（前ページ）を参照。

※毎年1月に農水産課振興班へ申請してください。

➡ 農業用排水路および農地の自立復旧費を助成（市単独）

農水産課農業基盤整備班（☎68-1173）

被災した用排水路や農地（液状化など）の早期復旧を図るために行う、簡易な工事や整地などの費用の一部を助成します。

* * *

(1) 用排水路

【対象者】

農家組合などの団体

【補助対象事業】

小規模な復旧工事で、土地改良区などにおいて事業承認を受けたもの

【補助率】

簡易な機能回復工事／工事費の50%
パイプラインの応急補修工事／事業費の30%

【申請期限】

平成23年9月30日（金）

(2) 農地

【対象者】

農家組合などの団体

【補助対象事業】

土地改良区などにおいて事業承認を受けたもの

【補助率】

事業費の3分の1以内

【申請期限】

平成23年9月30日（金）

➡ 生産施設廃棄物（廃プラ）処理費用の免除（市単独）

農水産課振興班（☎68-1175）

被害を受けた施設からの、生産施設廃棄物（農業用廃プラスチック）の処分は、市が無料で行います。収集時期および収集場所については、決まり次第お知らせします。費用の免除を受けるには、農水産課振興班で発行する「り災証明書」が必要です。